

平成 14 年 3 月 25 日策定
平成 17 年 4 月 1 日策定
平成 18 年 9 月 4 日改定
平成 27 年 5 月 20 日改定
平成 29 年 3 月 23 日改定

広島市役所グリーン購入方針

平成 13 年 4 月 1 日に全面施行された「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「グリーン購入法」という。）第 10 条の規定に基づき、同法第 2 条第 1 項に定める環境物品等の調達を総合的に推進していくため、広島市役所グリーン購入方針を以下のとおり定める。

1 目的

環境物品等を優先して調達し、適正かつ合理的な使用に努めることにより、市の事務・事業から生じる環境負荷の低減を図るとともに、環境物品等への需要の転換を促進し、環境への負荷が少ない持続的発展が可能な社会の構築に寄与する。

2 対象及び推進体制

本方針は、市長事務部局、議会事務局、教育委員会事務局及び教育機関、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局、農業委員会事務局、消防局並びに水道局の事務・事業を対象とし、広島市環境調整会議等を通じて推進する。

3 基本的な考え方

- (1) 物品等の調達に当たっては、従来考慮されてきた価格や品質などに加え、環境負荷の低減が可能かどうかを考慮して行うものとする。
- (2) 環境負荷をできるだけ低減させるため、資源採取から廃棄に至る、物品等のライフサイクル全体についての環境負荷の低減を考慮した物品等を選択する。
- (3) 調達総量をできるだけ抑制するよう、物品等の合理的な使用等に努めるものとし、グリーン購入法に基づく環境物品等の調達であることを理由として、調達総量が増加することのないよう努める。

4 ガイドラインの策定

- (1) 市は、本方針に基づきグリーン購入を推進するため、毎年度、「広島市役所グリーン購入ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定する。
- (2) ガイドラインには、調達方法、品目、判断の基準、調達に当たって配慮すべき事項及び調達目標等について定める。

5 方針及び調達実績の公表

本方針及び本方針に基づく調達実績は、毎年度「広島市の環境」及び本市のホームページを通じて公表する。

6 方針の見直し

本方針は、物品等の開発状況等に応じて見直しを行う。

7 施行期日

この購入方針は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。